

## 東北大学大学院工学研究科創造工学センター利用規則細則

改訂 平成22年7月30日

改訂 平成31年3月25日

(趣旨)

第1条 この細則は、東北大学大学院工学研究科創造工学センター利用規則(平成14年9月27日制定)第5条第2項、第8条第2項及び第12条の規定に基づき、センターの利用申請手続、カードキー登録手続その他必要な事項について定めるものとする。

(利用申請手続等)

第2条 センターの利用申請は、センターWEB ページ(URL: <https://www.ip.eng.tohoku.ac.jp/>)によって行うか、又はセンタースタッフルームにおいて行うものとする。なお、センターWEB ページで申請する場合は、ドメイン名が「\*@\*.tohoku.ac.jp」のメールアドレスを用いることが望ましい。

2 利用申請は、次に掲げる事項を記載し行うものとする。

(1) 利用者の所属・職・氏名、連絡先電話番号及び電子メールアドレス

なお、利用者が学生の場合は、学籍番号も記載する。

(2) 利用目的

(3) 利用日時

(4) 利用室名及び利用設備・機器名

(5) その他希望事項等

3 「創造工学研修」及び「基礎ゼミ」の実習テーマ若しくは他の実習・演習を中心とした授業で定期的に利用する場合は、授業を計画する段階で利用申請するものとする。

(情報処理室の利用)

第3条 情報処理室については、利用予約がない時間帯に限り、自由に使用することができる。

(利用許可の確認)

第4条 利用を許可したものは、センターWEB ページ(URL: <https://www.ip.eng.tohoku.ac.jp/resv/>)に掲載し、許可の確認ができるようにする。

(カードキーの登録)

第5条 利用を許可された者(教職員並びに工学部及び工学研究科の学生に限る。)でカードキーの登録を希望するものは、センタースタッフルームに身分証明書又は学生証を持参し、所定の登録書に次に掲げる事項を記載し、登録するものとする。

(1) 許可された利用者の所属・職・氏名

(2) 身分証明書コード番号(教職員の場合)

(3) 学生証コード番号(学生の場合)

(4) 利用日時

(5) 利用室

(6) センター及び利用する室への入口

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、センター長が定める。

附 則 この細則は、平成14年9月27日から施行する。

附 則 この細則は、平成22年7月30日から施行する。

附 則 この細則は、平成32年3月25日から施行する。